平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)個別事業調書

**(1) 事業の内容等**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 整理番号 | １ |
| 事業名 | 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 | 【総事業費（計画期間の総額）】3,453,698千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 地域医療構想において関連する記述 | 第５章（４７貢）３　病床機能分化・連携の推進（２）取組の方向性イ　病床機能の分化・連携のための促進対策 |
| 事業の実施主体 | 府内各病院 |
| 事業の期間 | 平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日 |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 地域医療構想を踏まえ、二次医療圏ごとに、平成３７年に過剰となる病床機能から不足する病床機能へ転換する病院の取り組みの促進が必要 |
| アウトカム指標：29年度基金を活用して行う不足している病床機能毎病床数高度急性期:0床、急性期:0床、回復期:2,033床、慢性期:0床 |
| 事業の内容 | ○事業目的　病床の機能分化・連携を推進するため、急性期、慢性期の病床から地域包括ケア病床等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。○概要　急性期、慢性期の病床から地域包括ケア病床等への転換。　重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。○内容　急性期、慢性期病床から地域包括ケア病床等に転換するための改修等に対する補助。　・改修工事費：３３３万３千円（１床あたり）　・新築・増改築費：４５４万円（１床当たり）　補助割合１／２○補助対象　急性期、慢性期病床から地域包括ケア病床等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費。（備品購入のみの場合は対象外）○執行方法　府内各病院へ補助。 |
| アウトプット指標 | ・整備対象医療機関数：４２医療機関 |
| アウトカムとアウトプットの関連 | 補助金を活用し急性期病床、慢性期病床から回復期病床への転換を促進することにより、不足する回復期病床の増加を図る。 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費（Ａ＋Ｂ＋Ｃ） | (千円)3,453,698 | 基金充当額（国費）における公民の別（注１） | 公 |  (千円)108,812 |
| 基金 | 国（Ａ） | (千円)1,151,233 |
| 都道府県（Ｂ） | (千円)575,616 | 民 | (千円)1,042,421 |
| 計（Ａ＋Ｂ） | (千円)1,726,849 | うち受託事業等（再掲）（注２）(千円) |
| その他（Ｃ） | (千円)1,726,849 |
| 備考（注３） |  |

（注１）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注２）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注３）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。